

令和 6 年 1 月 25 日

社会保険担当者
被保険者
各位

ユニチカ健康保険組合

令和 6 年 1 月 23 日からの大雪等による災害により被災した
被保険者等に係る被保険者証及び一部負担金等の取扱いについて

このたびの災害により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
令和 6 年 1 月 23 日からの大雪等による災害により、災害救助法が適用されました。
この災害により被災した被保険者等に係る被保険者証及び一部負担金等の取扱いについて連絡します。

記

1. 災害救助法適用地域

岐阜県不破郡関ケ原町

最新の状況については、下記 URL の内閣府「防災情報のページ」で確認ください
https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

2. 被保険者証の取扱いについて

被保険者証等を紛失した場合は、速やかに再交付申請をしてください。

なお、被保険者証等の紛失等により、医療機関等に提示できない場合は、氏名・生年月日・事業所名を医療機関等の窓口で申し立てることにより受診できます。

3. 一部負担金等の取扱いについて

医療機関等窓口における一部負担金等の徴収を猶予します。つまり、医療機関等窓口での一部負担金等の支払いは不要となり、後日、健保組合から一部負担金等を請求することになります。
取扱いの期間は、令和 6 年 4 月診療分までです。

次の（1）及び（2）のいずれにも該当する場合に対象となります。

- (1) 令和 6 年 1 月 23 日からの大雪等による災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する被保険者又は被扶養者
- (2) この災害により、次のいずれかの申し立てをした者
 - ①被保険者が居住していた住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災を受けた状態
 - ②被保険者が死亡又は重篤な傷病を負った状態
 - ③被保険者の行方が不明である状態

4. 問い合わせ先

ユニチカ健康保険組合 TEL : 06-6281-5382

以上